

注釈の一覧:第2回添削済答案（刑法）.pdf

ページ:1

番号:1 作成者:森山龍真 日付:2024/01/10 17:25:10

番号:2 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/20 11:29:24

ここまで言っていることは間違いではないのかもしれませんが、答案戦略上書きすぎだと思います。

端的に

「特定人の名誉を毀損している」ことを要する。

A高校の数学担当は乙のみである。

で足りると思いました。

番号:3 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/20 11:22:27

罪責を問われています。また、行為に罪は成立しないと思います。

くだらない指摘だと思いつつも、徹底してほしいです。

番号:4 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/20 11:23:35

(1)で実行行為としておきつつ、「名誉を毀損」の要素もここで上げてしまうのはおかしいでしょう。

「毀損」は結果です。

番号:5 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/20 11:24:05

「指す」は辞めて下さい。法律家の言葉では「解する」です。

番号:6 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/20 11:30:47

実行行為の認識で足りますか。

危険犯でも、結果の認識は要するでしょう。

「そのような」という言い方は辞めましょう。具体的に書くのが望ましいです。せめて「客観的構成要件要素の全て」とかにしてほしいです。

番号:7 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/20 11:25:55

影響力が強いことを踏まえると、なぜ「伝播可能性」があるといえるのでしょうか。ここの論理が飛んでいると思います。

番号:8 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/21 9:14:17

・一文目は何のために書いているのでしょうか。

・二文目で「行為につき、殺人未遂罪が成立する」としているので、行為の特定なのかもしれませんが、不作為犯なのは？

また、「救助を行わなかったことなのか」それとも「立ち去った」ことなのか？

→どのような論理で考えているのか見えてこないところですので、頭を整理して工夫下さい。

番号:9 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/21 9:14:28

2(1)と(2)の内容自体は勉強出来ていると思います

ページ:2

番号:1 作成者: mesek タイトル: ノート注釈 日付: 2023/12/21 9:20:07

「殺意までを基礎づけない」を具体的に? ということですか?

番号:2 作成者: mesek タイトル: ノート注釈 日付: 2023/12/21 9:16:00

一端とは何でしょうか?

番号:3 作成者: mesek タイトル: ノート注釈 日付: 2023/12/21 9:18:43

親子関係は明確に点があると思います。

番号:4 作成者: mesek タイトル: ノート注釈 日付: 2023/12/21 9:17:19

規範では「作為可能性があったにもかかわらず」としているなら、ここでも「作為可能性があった」と認定下さい。
規範に対応した当てはめになっていません。

番号:5 作成者: mesek タイトル: ノート注釈 日付: 2023/12/21 9:19:07

着手時期は?

番号:1 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/21 10:35:32
出題の趣旨としては、不能犯を論ずべきところでした。

番号:2 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2023/12/21 10:36:15
錯誤の方は必要十分と思います。
